記者発表資料

令和７年８月８日
国土交通省
山形河川国道事務所

河川敷に悪質な不法投棄を発見しました

８月６日（水）山形県西置賜郡白鷹町横田尻地内の最上川河川敷において、家電製品の不法投棄を発見しました。
不法投棄の防止のため、警告看板を設置し、河川巡視の強化等に努めます。

１．発見日時
令和７年８月６日（水）１０時１０分頃

２．発見場所
山形県西置賜郡白鷹町横田尻地内（最上川右岸 171.1k 付近）

３．投棄物品
ブラウン管テレビ：７台

４．投棄防止対策
不法投棄の警告看板設置

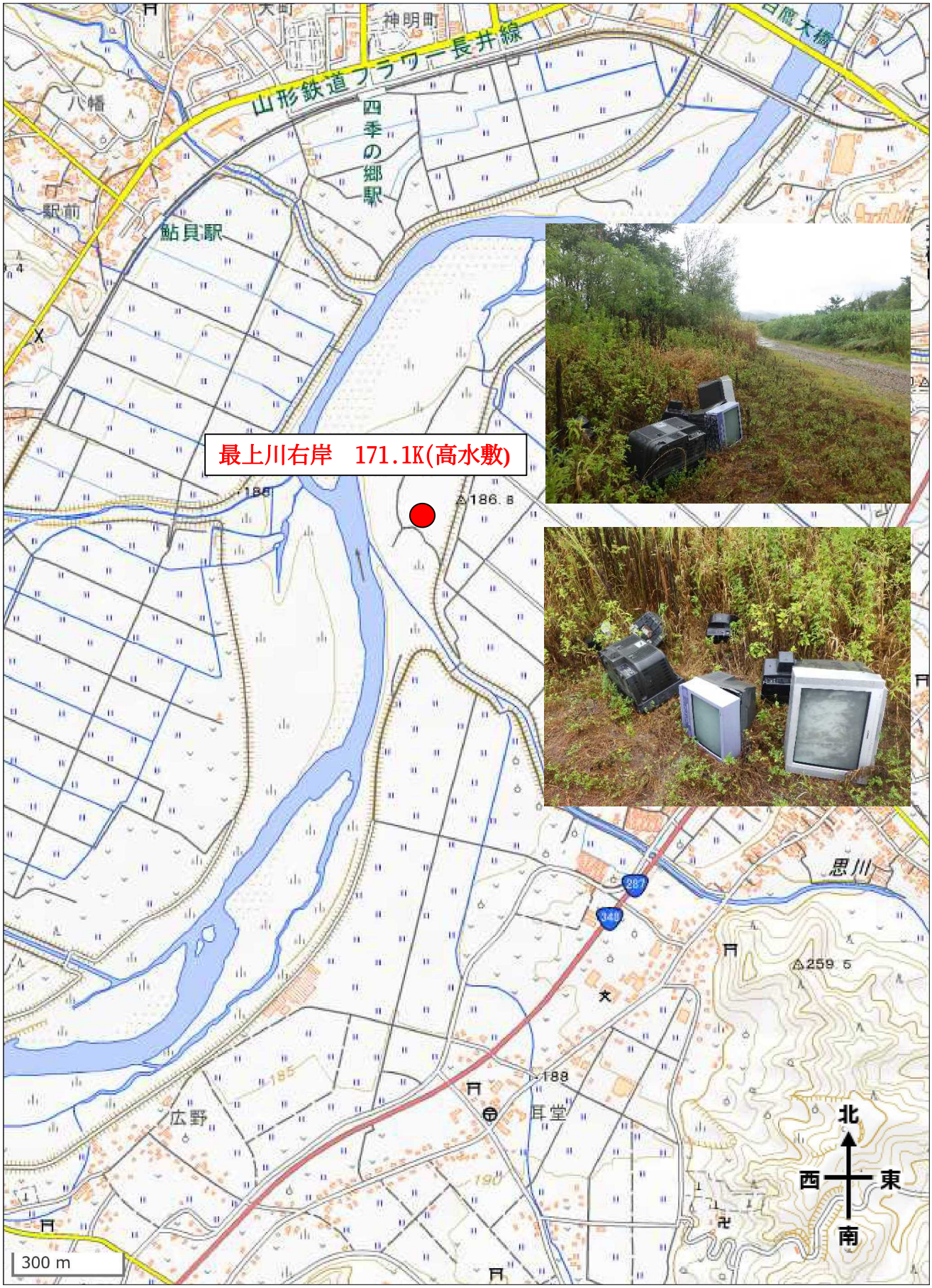
今後も、河川巡視等により発見した悪質な違法行為に対しては、関係機関と協力し、原因者の特定に努めていきます。

※不法投棄は、「河川法」及び「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に違反する行為で、以下の罰則に処される場合があります。
○「河川法」…３ヶ月以下の懲役又は２０万円以下の罰金
○「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」…５年以下の懲役又は１０００万円以下の罰金（法人等の場合は３億円以下の罰金）

《発表記者会：山形県政記者クラブ、米沢記者クラブ》

問い合わせ先	
国土交通省	国土交通省　山形河川国道事務所　℡　０２３－６８８－８９４２ 河川管理課長　　西崎（にしざき）　正一（しょういち） 国土交通省　山形河川国道事務所　℡　０２３８－８８－２３１０ 置賜流域治水出張所長　　松田（まつだ）　宏一（こういち）

令和７年８月６日（水）不法投棄位置図（山形県西置賜郡白鷹町横田尻地内）



出典：地理院地図に河川情報等を追記して掲載